

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 5 月 22 日

大郷町長 赤間 正幸

記

1. 協議の場を設けた区域

大郷町中央公民館（大郷町全地区）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 3 月 30 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人

個人

集落営農（任意組織）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

○大谷東部地区プラン

○大谷西部地区プラン

○粕川地区プラン

○大松沢地区プラン

5. 農地中間管理機構の活用方法

○農業をリタイヤ・経営転換する人、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

○担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

○担い手に集積・集約化する

○担い手の分散錯圃を解消する。